

## 緊急事態宣言延長に伴う臨時休業のお知らせと対応について

令和2年5月5日

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

5月4日の発表の政府緊急事態宣言延長に伴い5月の営業を自粛させて頂く事になりましたのでお知らせ致します。

この自粛に伴う変更は下記の内容になります。

敬具

### 記

- ① 休業期間 5月31日まで  
令和2年5月7日～5月31日まで  
但し 営業自粛が緩和された場合はホームページにて  
営業再開のご案内をいたします。
- ② 5月分の会費 全会員様 5月分の月会費は6月分に充当させて頂きますので  
5月12日の口座振替はございません。  
但し 年会費期間の変更はありません。  
5月年会費更新者の方は、6月12日に7月分と合わせて口座振替  
させて頂きます。  
5月分の休会費納入済みの方は、次回ご利用時に休会費を  
フロントにて返金させて頂きます。
- ③ 4月20日以降にお電話にて諸届希望の連絡を頂いた方への対応  

休会 5月のみを休会希望の方は手続きは発生しません。  
5月・6月・・・と複数月の休会を希望された方は、営業再開後  
窓口で手続きをお願いします。

コース変更 5月休館ですが、コース変更の処理を致しますので、営業再開後は  
変更後の曜日・時間帯となります。

退会 申告された希望月で退会処理を致します。

④ 5月の電話対応は次の日時でお受けいたします。

日時 5月18日(月)・5月19日(火)・5月20日(水)  
5月26日(火)・5月27日(水)・5月28日(木)  
13:00~16:00の3時間

⑤ 3月・4月の子供振替レッスン期間延長

8月末までの振り替えをご案内しましたが12月末営業日までと変更させていただきます。

対象者の方へは営業再開後、ご利用時に個別でご案内させていただきます。

尚 今後の営業再開については政府及び県の指示で変更になる場合があります。

あすなろスイミングスクール四日市

電話 332-0015